

山梨県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

※必須項目

- 次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。
- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
 - ☐ この申請書に虚偽の記載があった場合は、山梨県の求めに従いその全額を即時返還します。
 - ☐ 私は山梨県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
 - ☐ この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
- （記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者住所等	〒	ふりがな	
	市（ ） 区（ ） 町（ ） 丁目（ ） 番（ ） 号（ ）	申請者氏名	
高校生等との関係	親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 高校生等本人 ・ その他（ ）		

【1】記入が必要となる様式について
（次の①～④のいずれかの□にレ印を付けて、申請に必要な様式に記入してください。様式1-3はすべての申請で記入が必要な様式です。別紙は記入上の注意です。）

①	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が同じです。
		⇒ 様式1-2【1】・【2】、様式1-3 を記入してください。 【高等学校等就学支援金等（※）の支給決定通知を添付】
②	☐	申請者の在住する都道府県と高校生等が通う学校の所在する都道府県が異なります。
		⇒ 様式1-2【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】
③	☐	きょうだいで、通う学校の所在する都道府県が異なります。
		⇒ ①に該当する高校生等：様式1-2【1】・【2】、様式1-3 を記入してください。 ⇒ ②に該当する高校生等：様式1-2【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。 【①と②の書類をそれぞれ添付】
④	☐	いずれを選択してよいか分かりません。
		⇒ 様式1-2【1】・【3】・【4】、様式1-3 を記入してください。 【国籍・在留資格等が確認できる書類を添付】

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業
ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、
ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

様式 1 - 2 (表)

【1】対象となる高校生等について

ふりがな		氏名		生年月日	昭和 平成	年	月	日
在学 する 学校	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立						
		学校の種類・課程・学科：						
	学校の所在地	都道府県			市区町村			
		在学期間 年 月 日 ～ 年 月 日						
過去の高等学校等 における在学期間	学校名	立	年 月 日	～	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
							なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	
	学校名	立	年 月 日	～	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数	
							なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □	

【2】高等学校等就学支援金等の支給決定通知の添付について

(高校生等の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次に該当する場合は、□にレ印を付けてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

☐ 高等学校等就学支援金等の支給決定通知書を添付します。

※支給が未決定の場合は、【2】の代わりに【3】【4】を記入の上、必要書類を添付してください。

※高等学校等就学支援金等に含まれる事業

ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、

ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）

【3】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等について

(次のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。)

(1) 高校生等本人の国籍を以下のとおり申請します。

① ☐ 日本国② ☐ 日本国以外

(上記(1)で②「日本国以外」を選択した場合は、次の③～⑨のいずれかの該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入してください。)

(2) 高校生等本人の国籍及び在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③ ☐ 特別永住者④ ☐ 永住者⑤ ☐ 日本人の配偶者等⑥ ☐ 永住者の配偶者等

在留期間(満了日)

(西歴)

年

月

日

⑦ ☐ 定住者

在留期間(満了日)

(西歴)

年

月

日

日本国に永住する
意思の有無☐ はい(あり)☐ いいえ(なし)⑧ ☐ 家族滞在

在留期間(満了日)

(西歴)

年

月

日

日本国の小学校
の卒業の有無等☐ 卒業した☐ 卒業していない小学校名
所在地

都・道・府・県

日本国の中学校
の卒業の有無等☐ 卒業した☐ 卒業していない中学校名
所在地

都・道・府・県

日本国で就労する

☐ はい(あり)☐ いいえ(なし)⑨ ☐ 上記以外の在留資格
(留学等)

在留期間(満了日)

(西歴)

年

月

日

【4】高校生等の国籍・在留資格・在留期間等の確認書類について

(生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～⑤のいずれかの口にレ印をつけてください。)

高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、以下のとおり申請します。

①	☐	高校生等本人の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等の確認のため、高等学校等就学支援金等の支給に関する情報の利用について同意します。 ※高等学校等就学支援金等に含まれる事業 ア 高等学校等就学支援金、イ 高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）、 ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）	
②	☐	「住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）」を添付します。 ※国籍が「日本国」以外の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。	
③	☐	「特別永住者証明書の写し（コピー）」を添付します。	
④	☐	「在留カードの写し（コピー）」を添付します。	
⑤	☐	以下に該当するため、①～③のいずれの書類も添付しません。	
	以下のすべてに該当	かつ	以下のいずれかに該当
	・令和8年3月31日以前から引き続き在学している者 ・国籍が「日本国以外」 ・「生活保護受給世帯」又は「令和8年度の住民税が非課税である世帯」		・在留資格が「定住者」で、日本国に永住する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国で就労する意思がない場合 ・在留資格が「家族滞在」で、日本国の小学校及び中学校を卒業していない等

(在留資格が「家族滞在」であって、下記のすべてに該当する場合は、⑥⑦の口にレ印を付けてください。)

	・【3】(2)⑧で「日本国の小学校及び中学校を卒業した」にレ印を付けた ・【3】(2)⑧で「日本国で就労する意思がある」にレ印を付けた	
⑥	☐	「日本国の小学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。
⑦	☐	「日本国の中学校の卒業証書の写し（コピー）又は卒業証明書」を添付します。

【1】保護者等の収入等の状況について（該当する□にレ印を付けてください。）

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書を提出します。

☐ 生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることが分かる証明書

（2）次の者の課税証明書等及び扶養誓約書（記入上の注意【保護者等の収入等の状況について】ホに該当する場合）を提出します。

①	☐	親権者（両親）2名分
②	☐	親権者1名分 （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	☐	未成年後見人（ ）名分 ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）（両親等）2名分 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑥	☐	高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは「父母」と、「高校生等」を「生徒」と読み替えるものとする（以下、同様）。

（3）次の理由により、課税証明書等を提出しません。

☐ 所得確認の対象が高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

※（2）及び（3）に該当する場合は、下記内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

☐ 私の世帯は、認定基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助は受給していません。

※必須項目

